

有価証券発行学校法人監査における監査報告書 及び理事者確認書について

平成21年 2月17日
改正 平成24年 6月 5日
日本公認会計士協会

はじめに

平成19年9月30日に金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)が施行され、同法施行令(昭和40年政令第321号)において、一定の要件を満たす学校債が有価証券として指定された。すべての学校債が金商法の規制の対象となるものではないが、金商法上の有価証券(みなし有価証券を含む。)に該当する学校債(金商法第2条第1項第二十一号、第2項第七号)が一定の要件を満たす場合、投資者保護のため、学校債を募集する学校法人に対して開示義務が課されることとなった。

金商法による開示義務がかかる学校法人(以下「有価証券発行学校法人」という。)は、有価証券届出書や有価証券報告書等を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供する必要がある。有価証券発行学校法人は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づく計算書類とは別に、「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年文部科学省令第36号)に従って財務諸表を作成しなければならず、この財務諸表は金商法に基づく監査対象となる。

金商法監査において作成する監査報告書は監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」に従って、また、監査意見の表明に当たって入手する理事者による確認書は監査基準委員会報告書580「経営者確認書」を参考にして作成することとなり、両者とも有価証券発行学校法人に対して特段の取扱いは必要ないものの、監査対象となる財務諸表の範囲や準拠すべき会計基準等について例示し実務上の便宜を図るため、ここに有価証券発行学校法人監査に係る監査報告書及び理事者確認書の記載例を示した。

Q 1 学校債の発行を予定していますが、どのような場合に金商法による開示義務が発生しますか。

A 金商法施行令第1条第二号において、有価証券に該当するもの及び同令第1条の3の4において有価証券とみなす権利(以下「みなし有価証券」という。)に該当するものが規定されており、一定の要件を満たす学校債が規制の対象となる。具体的には「私立学校法施行規則の一部改正及び有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の制定等について(通知)」(平成19年12月26日 19文科高第594号、以下「平成19年12月(通知)」という。)において「一

定の要件」について」及び「()」「利害関係者」について」が関係条文として整理されており、その概要を以下に示す。

有価証券となるもの

学校法人等が行う割当てにより発生する学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）を表示する証券又は証書

みなし有価証券となるもの

学校法人等に対する貸付けに係る債権であって、利率等が同一で複数の者が行う有利子貸付け等であり、かつ、在校生その他利害関係者以外の者が行う貸付けに係るものであること等の要件すべてに該当するもの

の有価証券に該当する学校債は株券等と同様の流動性があるような場合が想定されており、証券又は証書であって指名債権でないものとして規定されていることから、借入金の性格を有するものとして起債されている場合のように、債権者（学校債の名宛人）を明示していればこの要件には該当しないと解され、市場に流通するようなものではない限り、通常、この要件には該当しないと思われる。

しかし、利害関係者に限らず一般人にも発行する場合や一般人にも譲渡が禁止されていない場合（無利息であるものは除く。）には のみなし有価証券に該当することとなる。実際にこの要件に該当する学校債を発行している学校法人はあると想定されるが、そのすべてに金商法の規制がかかるのではなく、500名以上が所有することとなるよう勧誘し、かつ、発行価額の総額が1億円以上である場合等に開示義務が発生することになる。

なお、詳細については関係諸法令を十分に検討することが必要となるが、学校債を発行した際の開示義務の判定については「平成19年12月（通知）」のフロー図（参考）が参考となろう。

Q 2 有価証券発行学校法人に該当した場合には、どのような書類の作成・提出が必要となりますか。

A 有価証券発行学校法人に該当することとなった場合には、以下の書類を作成して内閣総理大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供することが必要となる（金商法第5条、第24条、第25条）。

- 発行時（募集又は売出し前）・・・有価証券届出書
- 会計年度末（毎年3月末から3か月以内）・・・有価証券報告書
- 中間決算時（毎年9月末から3か月以内）・・・半期報告書

なお、有価証券の募集に該当する場合には、開示義務がない場合であっても、学校債の発行価額の総額が1千万円を超えるときには、有価証券発行学校法人には該当しないものの、「有価証券通知書」の提出が必要となることに留意が必要である。

Q 3 従来から私立学校振興助成法監査の対象となっていますが、一定の要件を満たす学校債を発行する場合には、別途金商法監査を受ける必要がありますか。

A 有価証券発行学校法人に該当することとなった場合には、金商法第193条の2第1項に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明が必要となる。これは、私立学校振興助成法に基づく監査とは根拠となる法令等が異なり、また、適用される会計基準や規則、監査の対象となる書類等も異なるものであるため、別途監査を受ける必要がある。

Q 4 金商法監査における監査報告書の具体的な様式や内容を示してください。

A 別紙1～4に金融商品取引法に基づく監査報告書(連結・個別・中間)について、それぞれ「無限定適正意見」を表明する場合の監査報告書標準文例を示している。

- (1) 連結財務諸表に関する監査報告書
- (2) 財務諸表に関する監査報告書
- (3) 中間連結財務諸表に関する中間監査報告書
- (4) 中間財務諸表に関する中間監査報告書

なお、「無限定適正意見」以外の意見を表明する場合や追記情報を記載する場合などにおける監査報告書の文例については、金商法監査における監査報告書と同様であるので、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参照されたい。

Q 5 金商法監査における監査意見の表明に当たって入手する理事者による確認書の具体的な様式や内容を示してください。

A 別紙5に金商法に基づく監査を前提とした理事者による確認書の記載例を示している。

適用

- 1 . 本報告は、平成21年2月17日以後提出する監査報告書及び理事者確認書から適用する。
- 2 . 「学校法人委員会報告第43号「有価証券発行学校法人監査における監査報告書及び理事者確認書について」の改正について」(平成24年6月5日)については、平成24年6月5日以後提出する監査報告書及び理事者確認書から適用する。ただし、同日前に提出する監査報告書及び理事者確認書から適用することを妨げない。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

学校法人
理事会 御中

監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている学校法人 の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注２）は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、学校法人及び連結子会社の平成×年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１） 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監査法人

代 表 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		
業 務 執 行 社 員	公認会計士	印

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

公認会計士事務所

公認会計士 印

公認会計士事務所

公認会計士 印

（注２） 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注３） 連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結損益及び包括利益計算書」とする。

別紙2 財務諸表に関する監査報告書(無限定適正)指定証明の場合(連結財務諸表を開示していない場合)

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

学校法人
理事会 御中

監査法人
指定社員 公認会計士 印
業務執行社員
指定社員 公認会計士 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている学校法人の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの会計年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書(注3)、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注2)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人(注2)は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、学校法人 〇〇〇の平成×年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況(注3)をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員(注2)の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)(注2) 別紙1に同じ

(注3) 連結財務諸表を開示している学校法人の場合

連結財務諸表を開示している学校法人は、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書を作成しない。したがって、財務諸表に対する監査報告書の文例のうち、監査対象となった財務諸表の範囲は、「貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表」とし、意見の表明の範囲は、「学校法人 〇〇〇の平成×年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営成績」とする。

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

学校法人
理事会 御中

監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている学校法人 〇〇の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成×年4月1日から平成×年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書(注3)、中間連結純資産変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人(注2)に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討するこ

とが含まれる。

当監査法人（注２）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注２）は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、学校法人及び連結子会社の平成×年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成×年４月１日から平成×年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）（注２） 別紙１に同じ

（注３） 中間連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結損益及び包括利益計算書」とする。

別紙4 中間財務諸表に関する中間監査報告書(中間連結財務諸表を開示していない場合)

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

学校法人
理事会 御中

監査法人
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている学校法人 〇〇の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの会計年度の中間会計期間(平成×年4月1日から平成×年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書(注3)、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人(注2)に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注2）は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、学校法人 〇〇〇の平成×年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成×年4月1日から平成×年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況（注3）に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 別紙1に同じ

（注3）中間連結財務諸表を開示している学校法人の場合

中間連結財務諸表を開示している学校法人は、個別ベースの中間キャッシュ・フロー計算書を作成しない。したがって、中間財務諸表に対する監査報告書の文例のうち、監査対象となった中間財務諸表の範囲は、「中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記」とし、意見の表明の範囲は、「学校法人 〇〇〇の平成×年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成×年4月1日から平成×年9月30日まで）の経営成績」とする。

別紙5 理事者による確認書の記載例（連結財務諸表と財務諸表）

			平成×年×月×日
監査法人			
指 定 社 員	公認会計士	殿（注1）	
業 務 執 行 社 員			
		学校法人〇〇〇〇	
		理事長	（署名） （又は記名捺印）
		財務担当理事	（署名） （又は記名捺印） （注2）
<p>本確認書は、当学校法人の有価証券報告書に含まれる平成×年4月1日から平成×年3月31日までの会計年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注3）</p>			
記			
財務諸表			
1．私たちは、平成×年×月×日付の（平成×年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則等」という。）に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。			
2．不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。			
3．時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。			
4．関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）			
5．決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注4）			
6．財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等規則等に準拠して適切に処理又は注記されております。（注4）			
7．未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注4）			
8．監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注6）			

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当学校法人の理事者及び教職員への制約のない質問や面談の機会
10. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。
11. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当学校法人及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。
- 理事者による不正又は不正の疑い
 - 内部統制において重要な役割を担っている教職員による不正又は不正の疑い
 - 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正及び不正の疑い
13. 教職員、元教職員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して知っているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注5）又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注6）
18.
19.

以 上

（注1） 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監査法人

業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 殿
業務執行社員

監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

公認会計士事務所
公認会計士 殿

- (注2) 当該記載例は、理事長及び理事長以外の財務諸表等作成責任者から確認書を入手する場合を前提としている。
- (注3) 必要に応じて、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。
- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
 - ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
 - ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- (注4) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。
- (注5) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。
- (注6) 上記の理事者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が理事者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各学校法人の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要があることに留意すること。

以 上